

ごみの処理とリサイクル

毎日の生活の中で出てくる「ごみ」。その中には生ごみ、紙くず・皮製品・ゴム製品などの燃やすごみ、金属製品・陶磁器などの埋めるごみ、再利用できる資源ごみまで多種多様なものがあります。回収したごみは、燃やしたり埋め立てたりする過程で多くのエネルギーや費用がかかっています。地球上の限りある資源や貴重な自然環境を守るためには、私たち一人一人が適切な分別を心掛け、ごみを減らすことが大切です。

今回の特集では、町内のごみの現状と合わせ、ごみの減量に向けて普段からできるリサイクルなどの取り組みを紹介します。

訓子府町のごみの量

令和5年度に町内から発生したごみの量は1,072t。一人当たりに換算すると年間234kgとなっています。この量は年々減少傾向にありますが、一人一人の努力でもっと減らすことができます。

例えば生ごみについては、その70%が水分です。ごみとして出す前に水切りをすることでごみの減量につながります。

ごみの分別と減量

町が収集したごみは、種類ごとに廃棄物処理場や資源化施設などで焼却や資源化するなどの処理が行われます。しかし、きちんと分別がされていないと、本来リサイクルできたはずの資源が有効活用されないまま燃やしたり埋め立てられます。

また、不純物を取り除くために多くの手間や費用がかかり、処理にも悪影響を及ぼす場合があります。適切に分別されてごみを減らすことができれば、焼却時に発生する二酸化炭素の排出量が減り、地球温暖化の防止にもつながります。

ごみを減らす4つのR

1. Refuse（リフューズ）：断る
使わないものは無料でも断る
2. Reduce（リデュース）：発生抑制
ごみの発生を減らせるものを選ぶ
3. Reuse（リユース）：再利用
繰り返し使う。必要とする人に譲る
4. Recycle（リサイクル）：再生利用
再び資源として利用する



▲北見市プラスチック処理センターで分別している様子

分別できていますか？ごみの出し方をチェック

ごみがきちんと分別されていることは、回収後のごみ処理やリサイクルを安全・適切に行うためにとても大切です。主なポイントをチェックしてみましょう。なお、ごみ袋には必ず名前を書いて出してください。

一般ごみ

- 燃やすごみ
 - ・枝類は30cm以内に切って出してください
 - ・布類は1m四方以下に切って出してください
 - ・生ごみを入れないでください
- 生ごみ
 - ・水気を十分切って出してください
 - ・貝殻は燃やすごみです
- 埋めるごみ
 - ・電池やバッテリーが入っているものは、必ず外してから出してください
 - ・包丁やアイスピック、割れたガラス、せとものなどは紙に包み、埋めるごみ袋に「危険」と表示して出してください



■生ごみ堆肥の無料還元

町では、収集された生ごみを置戸町の堆肥供給センターで堆肥にし、毎年秋頃に無料で還元を行っています。

詳しくは、10月号広報または町民課町民生活係へお問い合わせください。



▲置戸町堆肥供給センターで無料還元

資源ごみ

資源ごみは、種類別にそれぞれ分別してバラバラにならないようにひもで十文字に縛るか、中が見える袋（透明か半透明）で出してください。

- 新聞、雑誌、段ボール
 - ・バラバラにならないようにしてください
- 紙パック
 - ・中を洗って出してください
 - ・内側がアルミなどでコーティングされているものは燃やすごみに出してください
- 缶類
 - ・中を洗って、スチール缶とアルミ缶に分けて出してください
 - ・飲食用以外の缶については埋めるごみとなります
- びん類
 - ・中を洗って出してください。プラスチックのふたは容器包装廃プラスチックになり、金属のふたは埋めるごみとなります
 - ・飲食用以外のびんについては埋めるごみとなります



- ペットボトル
 - ・中を洗って出してください。ふたやラベルは容器包装廃プラスチックとなります
- 容器包装廃プラスチック
 - ・汚れている場合は洗って出してください。汚れが取れない場合は燃やすごみで出してください
- 発泡スチロール・トレイ
 - ・汚れている場合は洗って出してください
- スプレー缶
 - ・穴を空けず中のガスを完全に使い切って出してください
 - ・ふたなどの付属物を外して「プラ」マークの付いているものは、容器包装廃プラスチックとなります



リサイクル

- 繊維資源の回収
 - ・役場庁舎、公民館、認定こども園、農業交流センター、高齢者勤労センター、日ノ出地区ふれあいセンターに回収ボックスを設置しています
 - ・回収できるものは「分別収集のてびき」をご覧ください
- 小型電子・電気機器の回収
 - ・役場庁舎に回収ボックスを設置しています
 - ・回収できるものは「分別収集のてびき」をご覧ください

町ホームページ



町公式LINE「ごみ」機能



■問合せ 町民課町民生活係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）